

第32回壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時 令和2年10月26日(月) : ~ :

場所 役場中会議室

1 開 会

2 国・道の動向と各班の対応状況

(1) 国、道などの動き

(2) 住民対策班

(3) 教育対策班

(4) 総務対策班

(5) 経済対策班

3 今後の対応について

4 閉 会

各市町広 報 担 当 課 長 様
保健福祉担当課長 様

北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課長
保健環境部保健行政室企画総務課長
保健環境部苫小牧地域保健室企画総務課長

胆振総合振興局における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた新北海道
スタイルの実践・徹底の実施期間延長について

このことにつきまして、令和2年(2020年)10月8日付け胆地政第2005号により、新北海道スタイルの実践・徹底を呼びかけるとともに、住民や関係団体に向けた注意喚起に特段のご配慮をいただくよう、お願いしているところですが、当局管内においては、依然として新型コロナウイルス感染症の感染者が複数発生するなど、感染拡大に注意を要する状況が継続していることから、次のとおり実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

記

1 実施区域(変更なし)
胆振総合振興局管内一円

2 実施期間

令和2年(2020年)10月22日(木)から当面の間

※当初の実施期間(10月8日(木)から21日(水)まで)を延長

3 呼びかけ内容

- (1) 新北海道スタイルの実践・徹底
- (2) 体調が悪い場合には出かけない
- (3) 出かけた時は、マスク着用と手洗いを徹底
- (4) 「感染しているかも」との思いをもって行動
- (5) 感染リスクを高めやすい場面に注意し、対策を徹底

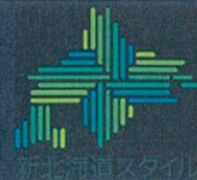
なお、これらについては、引き続き振興局ホームページや地域FMラジオ放送等を活用して情報発信していきます。

4 その他

今後、実施期間を終了する際には、あらかじめお知らせします。

地 域 創 生 部 地 域 政 策 課 : 0143-24-9568
保 健 環 境 部 保 健 行 政 室 企 画 総 務 課 : 0143-24-9847
保 健 環 境 部 苫 小 牧 地 域 保 健 室 企 画 総 務 課 : 0144-34-4168

胆振管内の皆様へ



現在、胆振管内において、
新型コロナウイルス感染症の
感染者が複数確認されています。

今こそ、感染防止対策として
「**新北海道スタイル**」の徹底をお願いします！



いまは、
ぎよりとって



咳エチケット



3つの「密」を
さけよう



オンラインを
上手に使う



北海道コロナ通知システムと
接触確認アプリ(COCoA)を
活用しよう



手を洗おう



換気をしよう



テイクアウトや
デリバリーも



いまは、小声で



正しく理解し
思いやりある行動を

- ① **体調が悪い場合**には、出かけない
- ② 出かけたときは、**マスク着用と手洗いを徹底**
- ③ **「感染しているかも」**との思いをもって
～若者世代は症状が軽く、自覚がない場合も～

感染リスクを高めやすい場面に 注意し、対策を徹底しましょう！

感染リスクを高めやすい場面

マスク
なし



換気が
悪い



人と人との
距離が近い



長時間
滞在

1

飲酒を伴う場面



お酒が進んで感染防止の
ガードが下がってしまう

2

仕事後や休憩時間



ホッととして、マスクを
外して会話してしまう

3

集団生活



常に行動を共にしている
ため広がりやすい

4

激しい呼吸を伴う運動



換気の悪い閉鎖空間では
ウイルスが滞留しやすい

5

屋外での活動の前後



車での移動や食事中など
に三密が生じやすい



北海道

道庁 コロナ

検索



■北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター

0800-222-0018 (フリーコール)

※札幌市・旭川市・函館市・小樽市にお住まいの方は、
各市の保健所へお電話ください。

インフルエンザ流行期における発熱患者対応について

1 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について (R2.9.4厚生労働省事務連絡) のポイント

- かかりつけ医等を相談・受診し、必要に応じて検査が受けられる体制を10月中を目処に整備
- 相談、診療・検査を担う医療機関を都道府県が指定
 - ① 発熱患者が電話等で相談を行い、適切に医療機関を案内する等ができる医療機関
 - ② 発熱患者等の診療又は検査を行う「診療・検査医療機関」
- 土日・夜間や、相談医療機関がわからない方のために「受診・相談センター」を設置
- 地域における相談・診療・検査体制について、市町村や郡市医師会等関係者と協議

2 道の基本方針 (案)

1 相談体制

- 相談対応が可能なかかりつけ医等、地域の医療機関を確保
- 「受診・相談センター」を整備するとともに、保健所でも地域で受診可能な医療機関を案内
- 「受診・相談センター」に代わって受診案内や相談業務を行っていただける医療機関の確保

2 診療・検査体制

- 次の医療機関は、引き続き診療・検査が可能な医療機関として確保
 - ① 帰国者・接触者外来として対応いただいている医療機関
 - ② かかりつけの患者等を診療し、道の行政検査を受託している医療機関
- ①②以外の医療機関においても、診療・検査が可能な医療機関をできる限り確保
(診療・検査体制のパターンを例示)

3 支援体制

- 感染防止対策、検査機器整備、設備整備等に関し、緊急包括支援交付金の活用による支援
- 感染防護具 (PPE) 等の必要な資材については、国・道から必要量を直接提供予定

発熱患者の外来診療体制のフロー図

